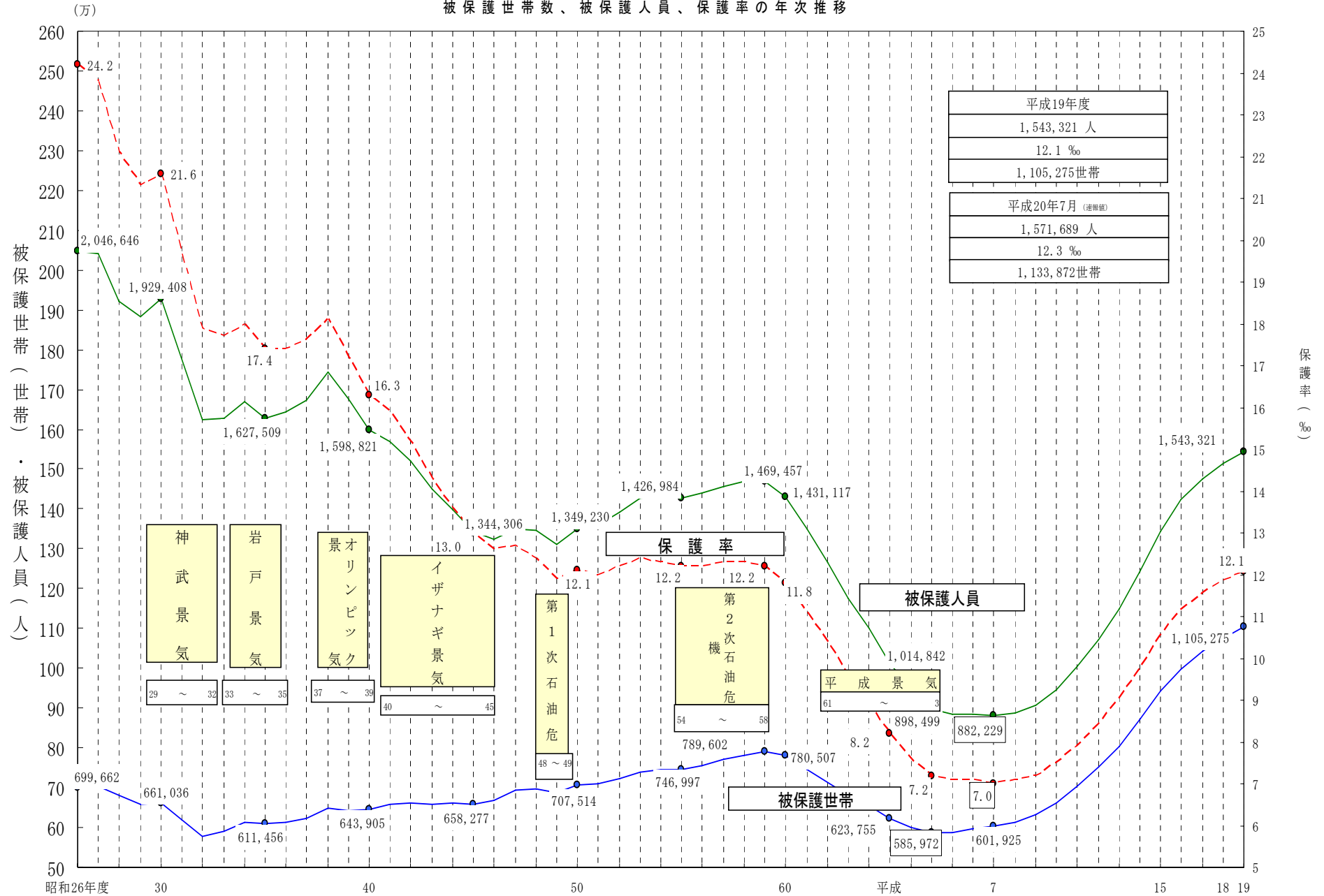


全国の自立支援プログラムの取組状況について

厚生労働省社会・援護局保護課

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

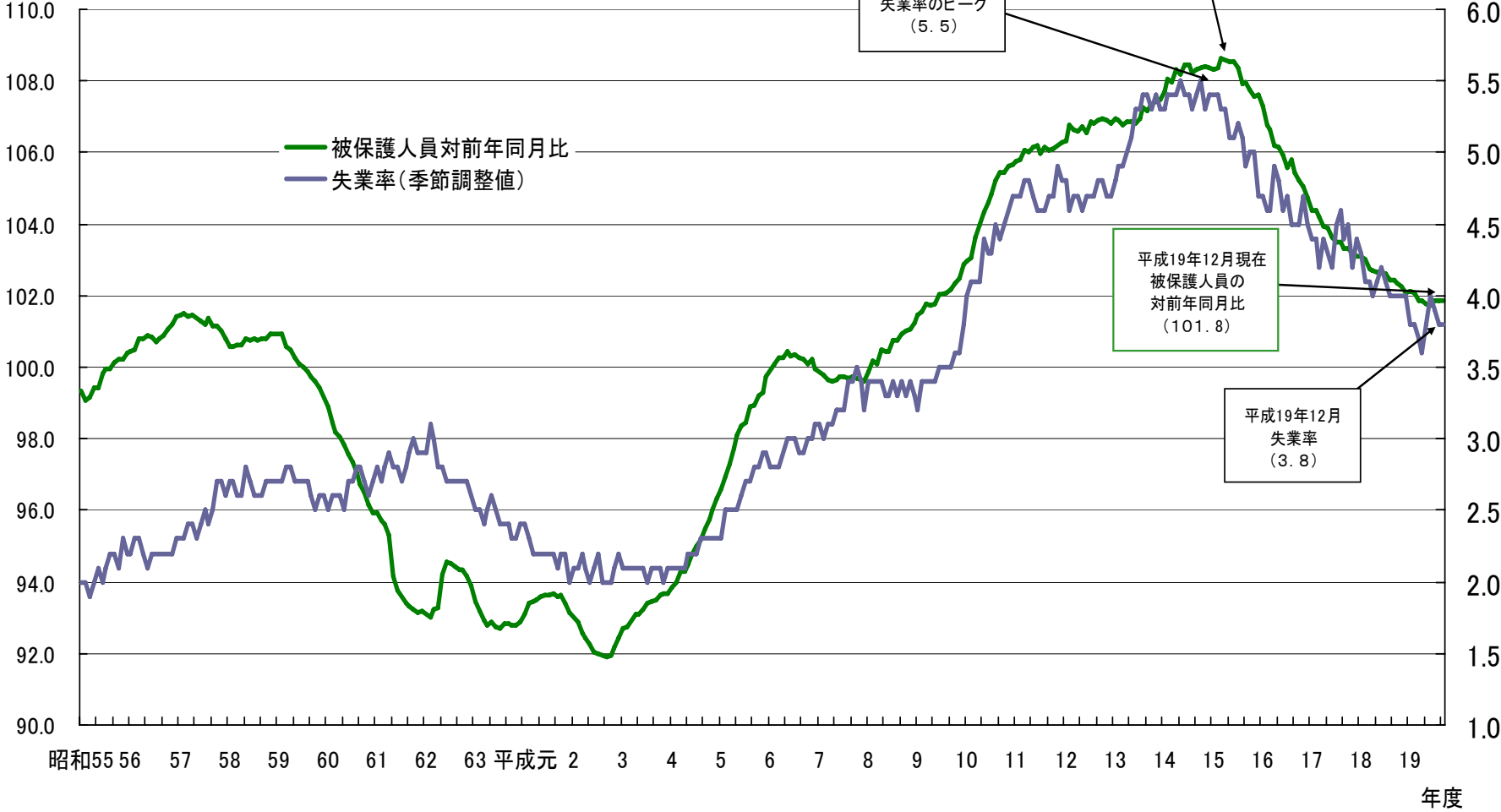


資料：福祉行政報告例

被保護人員の伸び率と失業率の推移

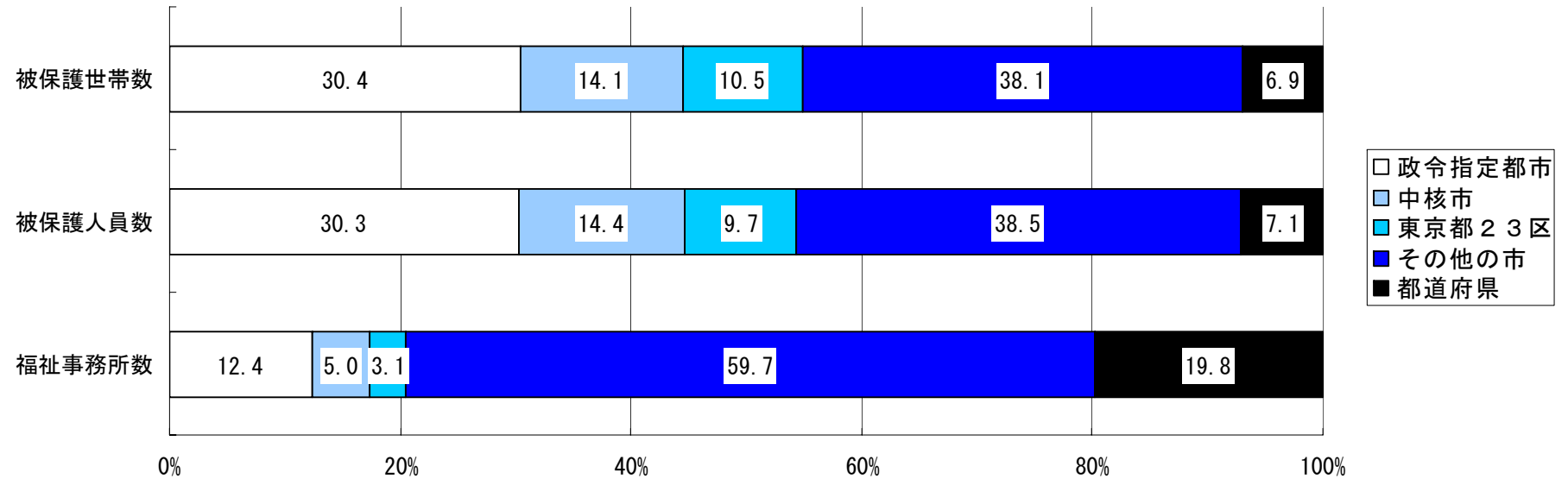
被保護人員対前年同月比 (%)

失業率



地方自治体の種類別被保護世帯数等の分布

○被保護世帯数、被保護人員を見ると、政令指定都市・中核市・東京都23区で半数を占めている。



資料:「被保護世帯数」「被保護人員数」福祉行政報告例(平成18年度)
「福祉事務所数」厚生労働省社会・援護局総務課調べ(平成18年10月時点)

地域別保護率の比較

平成7年度			
	%		%
全 国	7.0	鳥 取 県	6.1
福 岡 県	16.4	佐 賀 県	5.8
北 海 道	15.4	神 奈 川 県	5.7
高 知 県	15.3	岩 手 県	5.2
京 都 府	14.3	三 重 県	4.7
沖 縄 県	12.9	島 根 県	4.5
大 阪 府	11.4	滋 賀 県	4.2
徳 島 県	11.3	宮 城 県	4.1
青 森 県	11.0	福 島 県	4.0
長 崎 県	10.8	山 形 県	3.4
鹿 児 島 県	10.5	愛 知 県	3.4
大 分 県	9.4	千 葉 県	3.2
宮 崎 県	8.5	新 潟 県	3.2
東 京 都	8.1	茨 城 県	3.1
兵 庫 県	7.9	栃 木 県	3.1
奈 良 県	7.8	埼 玉 県	3.1
山 口 県	7.8	石 川 県	2.7
愛 媛 県	7.8	群 馬 県	2.6
熊 本 県	7.5	長 野 県	2.3
香 川 県	7.4	山 梨 県	2.2
和 歌 山 県	7.3	静 岡 県	2.2
秋 田 県	7.0	福 井 県	2.1
岡 山 県	6.9	富 山 県	2.0
広 島 県	6.3	岐 阜 県	2.0

平成18年度			
	%		%
全 国	11.8	熊 本 県	8.8
大 阪 府	25.1	宮 城 県	8.2
北 海 道	24.2	岩 手 県	8.1
高 知 県	21.1	千 葉 県	8.1
京 都 府	19.1	鳥 取 県	7.9
福 岡 県	18.5	埼 玉 県	7.5
青 森 県	17.0	佐 賀 県	7.2
沖 縄 県	16.3	福 島 県	7.2
長 崎 県	15.8	三 重 県	7.0
東 京 都	15.6	栃 木 県	6.6
鹿 児 島 県	14.8	愛 知 県	6.0
徳 島 県	14.6	島 根 県	5.8
兵 庫 県	14.4	滋 賀 県	5.7
大 分 県	13.3	新 潟 県	5.7
神 奈 川 県	11.8	茨 城 県	5.4
広 島 県	11.7	石 川 県	4.5
和 歌 山 県	11.4	静 岡 県	4.4
宮 崎 県	11.2	群 馬 県	4.3
秋 田 県	11.1	山 形 県	4.2
奈 良 県	11.1	山 梨 県	4.0
愛 媛 県	10.8	長 野 県	3.3
山 口 県	10.4	岐 阜 県	3.2
岡 山 県	10.0	福 井 県	2.7
香 川 県	9.4	富 山 県	2.3

資料：福祉行政報告例 注：指定都市・中核市は都道府県に含む。

指定都市別保護率の比較

平成7年度	
	‰
京都市	21.0
大阪市	18.0
札幌市	17.0
北九州市	15.2
福岡市	15.1
神戸市	14.9
川崎市	9.0
横浜市	6.9
広島市	6.6
名古屋市	6.6
仙台市	5.2
千葉市	4.6

平成18年度	
	‰
大阪市	41.8
札幌市	27.4
神戸市	26.7
京都市	26.2
福岡市	18.7
川崎市	17.9
広島市	15.5
横浜市	13.8
千葉市	12.9
名古屋市	12.8
北九州市	12.8
仙台市	10.7

資料：福祉行政報告例

注：さいたま市、静岡市及び堺市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

保護費の構図
(平成20年度予算ベース)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額:2兆6,225億円				
生活扶助 8,557億円 32.6%	住宅扶助 3,700億円 14.1%	医療扶助 1兆3,063億円 49.8%	介護扶助 624億円 2.4%	その他 281億円 1.1%

※国庫負担額は上記の3/4である。

生活保護制度の見直しと自立支援プログラム

1 生活保護制度の見直しの概要

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)を踏まえ、社会経済情勢、家族形態の変貌等に対応するため、生活保護基準や制度・運用の在り方と自立支援の見直しを実施

○現在の生活保護の制度や運用の在り方で生活困窮者を十分支えられているか

○経済的な給付だけでは被保護世帯の抱える問題への対応に限界があるのではないか

○担当職員個人の努力や経験等に依存しやすくなっている実施体制に困難があるのではないか

○自立・就労を支援し、保護の長期化を防ぐための取組が十分であるか

○生活保護基準の在り方の見直し

- ・生活扶助基準の5年に一度の定期的検証
- ・老齢加算の段階的廃止
- ・母子加算の見直し
- ・高校就学費用の給付 等

○制度・運用の在り方と自立支援の見直し

- ・自立支援プログラムの導入
- ・実施体制の整備
- ・資産、能力の活用等の在り方の見直し 等

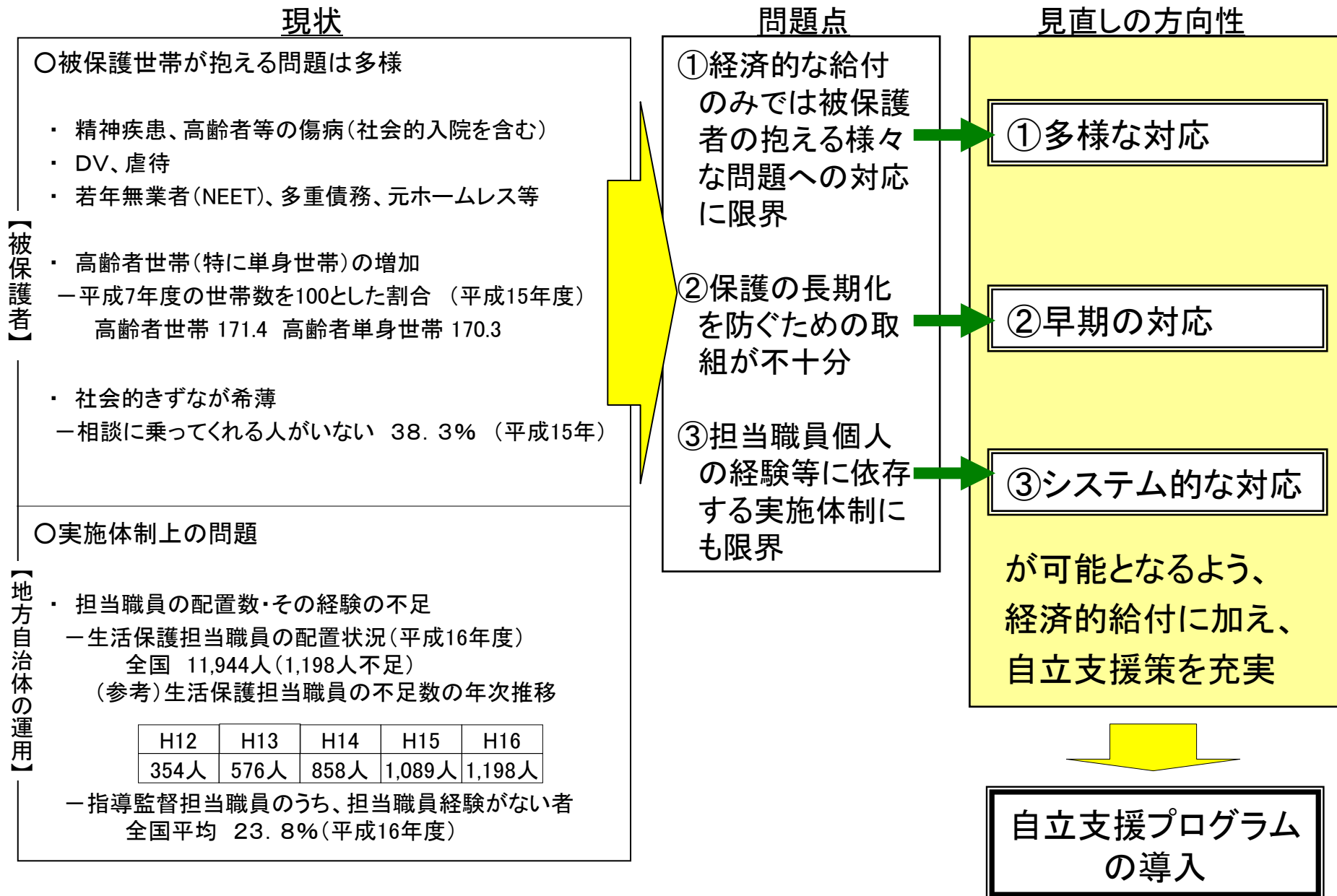
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抄)

(平成16年6月4日閣議決定)

(生活保護の見直し)

・社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。7

2 現状と見直しの方向性



3 自立支援プログラムの基本方針

1 自立支援プログラムの策定

- ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
- ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する自立支援の具体的内容と手順を定めた個別の支援プログラムを策定
- ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施

2 自立の概念

○ 経済自立… 就労による経済的自立

(例) 稼働能力を有する者→就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム

○ 日常生活自立… 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること

(例) 精神障害者→長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム

○ 社会生活自立… 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

(例) 高齢者→傷病や閉じこもりを防止し、健康的な自立生活を維持するプログラム

3 実施体制の充実

- 他法他施策や関係機関(保健所、ハローワーク、精神保健福祉センター等)の積極的活用
- 民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等への外部委託(アウトソーシング)の推進や非常勤職員の積極的活用
- セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助の積極的活用

4 自立支援プログラムの運用方針

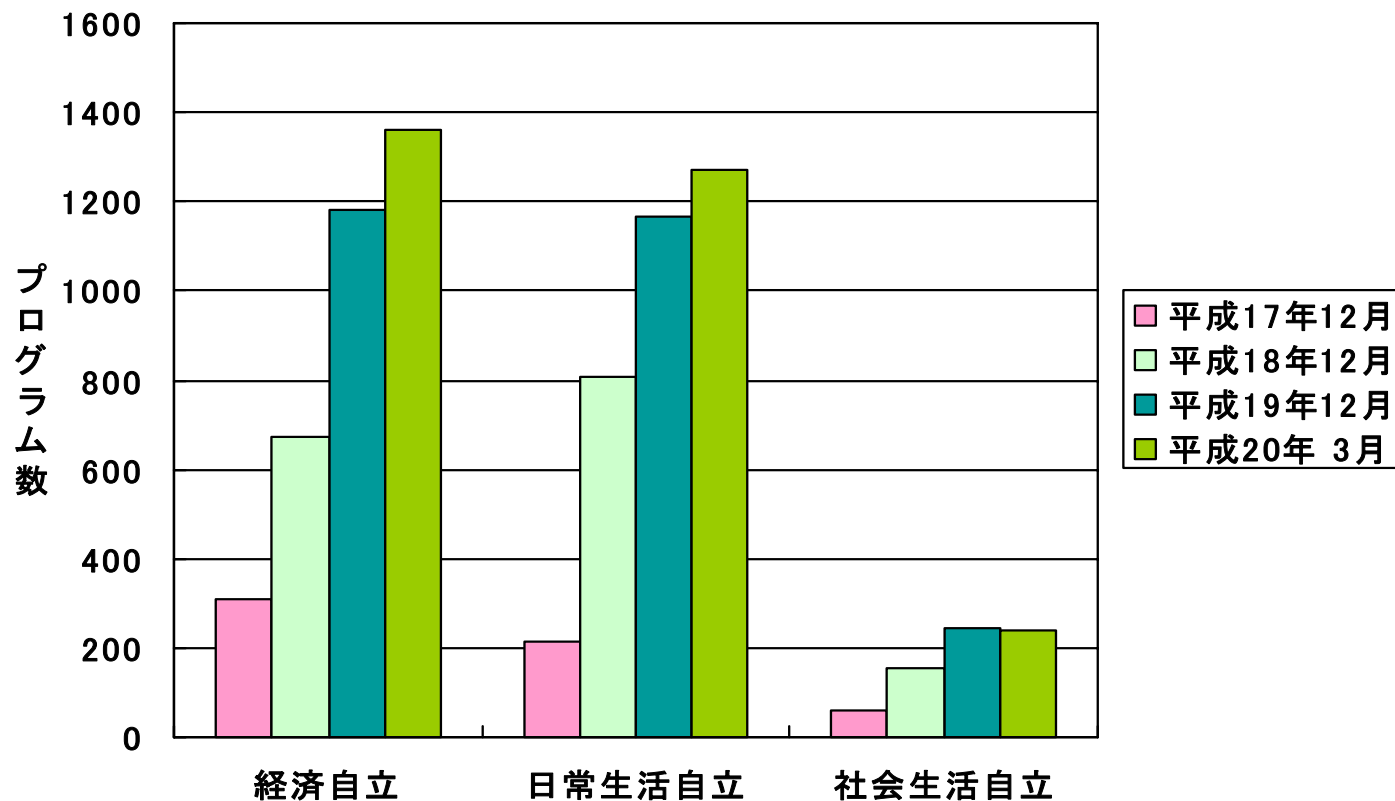
【 平成18年度の運用方針 】

- 全自治体で、自立支援プログラムを少なくとも1つ策定

【 平成19年度の運用方針 】

- 全自治体で、就労支援に関するプログラムを策定
 - ・ 就労支援に関する個別支援プログラムの策定・実施は、生活保護受給者の経済自立に成果が認められる。
- 生活保護受給者等就労支援事業の積極的な活用
 - ・ 支援開始者数に対する就職者数の割合が、約50%(平成17年6月から平成18年12月)と、一定の効果が期待できる。
- 稼働能力判定会議の設置
 - ・ 就労支援プログラムの策定・実施に伴い、要保護者の稼働能力について、より客観的な判定が必要
 - ・ 稼働能力判定会議で、稼働能力の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うことが有効

5 自立支援プログラムの策定状況



	平成17年12月		平成18年12月		平成19年12月		平成20年3月	
	プログラム数	割合	プログラム数	割合	プログラム数	割合	プログラム数	割合
策定済み個別支援プログラム	585	100.0%	1,638	100.0%	2,592	100.0%	2,869	100.0%
経済自立に関するもの	311	53.2%	675	41.2%	1,183	45.6%	1,360	47.4%
日常生活自立に関するもの	214	36.6%	808	49.3%	1,165	45.0%	1,269	44.2%
社会生活自立に関するもの	60	10.2%	155	9.5%	244	9.4%	240	8.4%

※ 一自治体で、複数のプログラムを作成している場合がある。

6 就労支援プログラムの策定状況

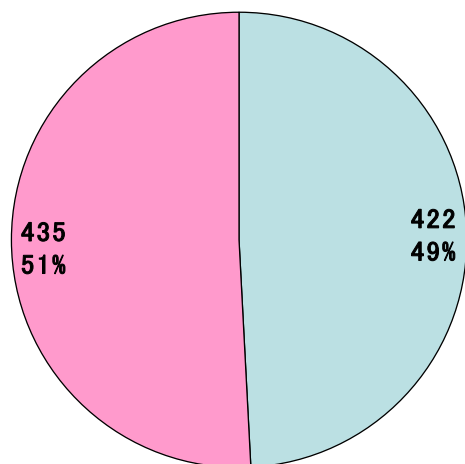
【平成19年度の運用方針】

- 全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

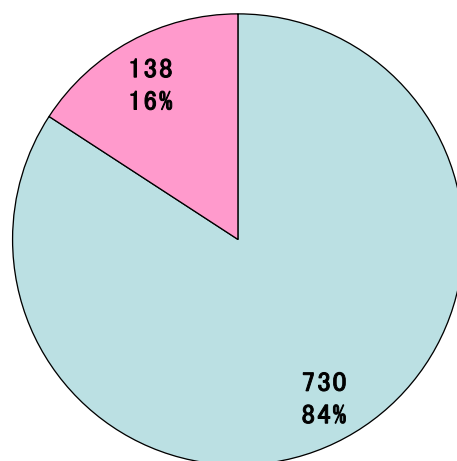
【就労支援に関するプログラム策定状況】

	平成18年12月		平成19年12月		平成20年3月	
	数	割合	数	割合	数	割合
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49.2%	730	84.1%	834	96.1%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	50.8%	138	15.9%	34	3.9%

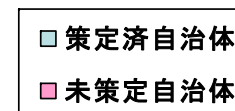
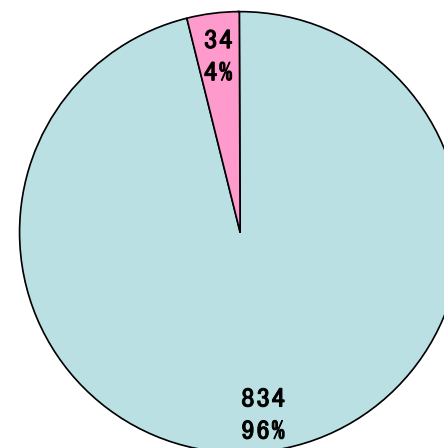
【平成18年12月】



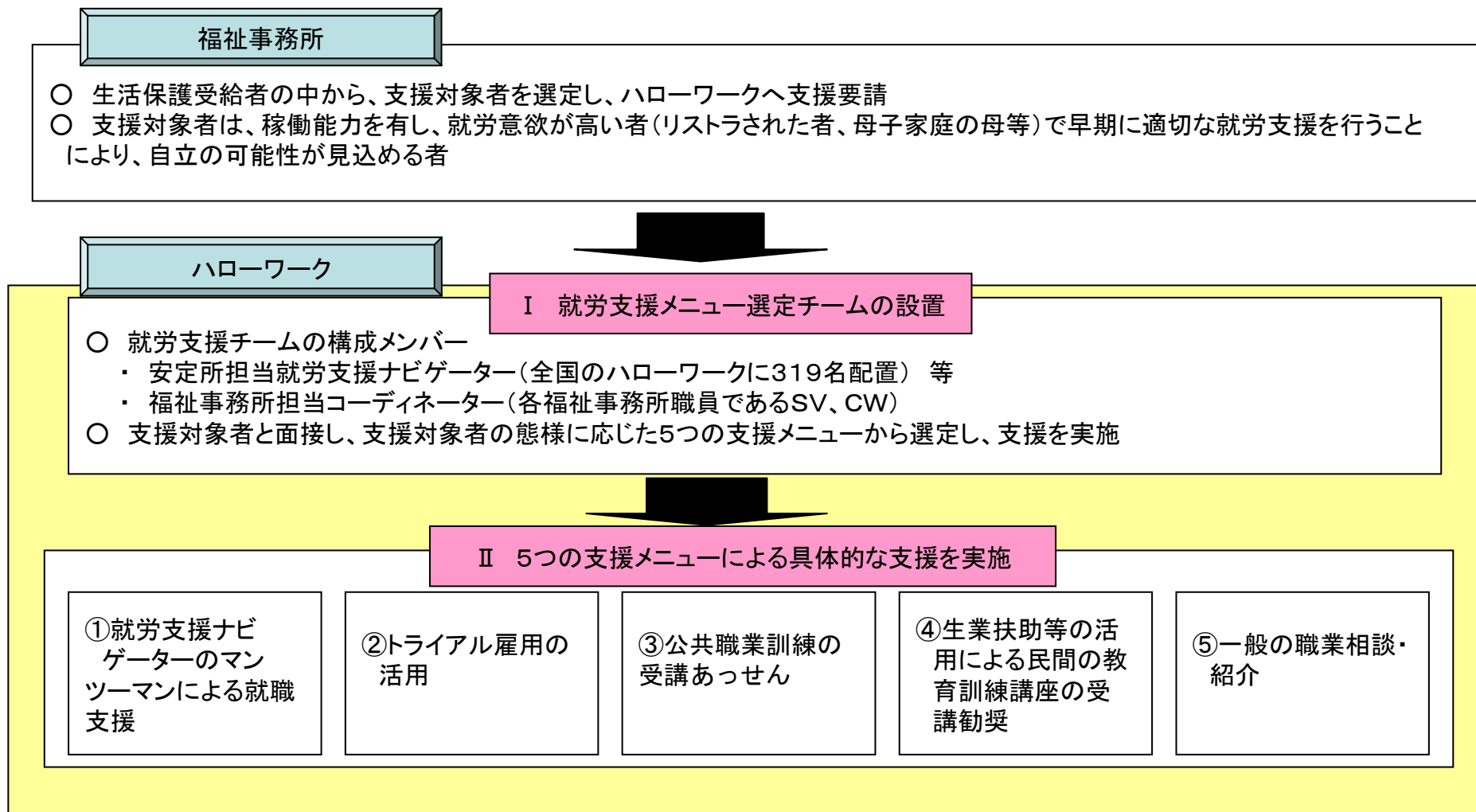
【平成19年12月】



【平成20年3月】



7 福祉事務所とハローワークの連携による生活保護受給者等就労支援事業(平成17年度～)



生活保護受給者等就労支援事業の実施状況

	支援対象者数 ①	就職者数 ②	就職率 ②/①
平成18年度	10,586	5,535	52.3%
平成19年度	9,919	5,315	53.6%

「成長力底上げ戦略」 | (平成19年2月15日成長力底上げ戦略構想チーム)

基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

— 戦略は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤(人材能力、就労機会、中小企業)の向上を図り、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐ。

2. 「機会の最大化」により成長の底上げを図る

— 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会(チャンス)」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 「3本の矢」－「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

『職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人』への支援

【就労支援戦略】

『公的扶助(福祉)を受けている人などで、経済的自立(就労)を目指しているが、その機会に恵まれない人』への支援

【中小企業底上げ戦略】

『生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等』への支援

「成長力底上げ戦略」Ⅱ

2. 就労支援戦略

◎ 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施

- 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。このため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を新たに策定し、実施する。

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

① 具体的目標の設定

- ・ 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行—5年後の目標を設定

② 推進方策の計画的な実施

- ・ 福祉(就労支援)と雇用(受入促進)の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

<主な施策>

- 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開
- ハローワークを中心とした「チーム支援」
- 障害者雇用促進法制の整備
- 関係者の意識改革

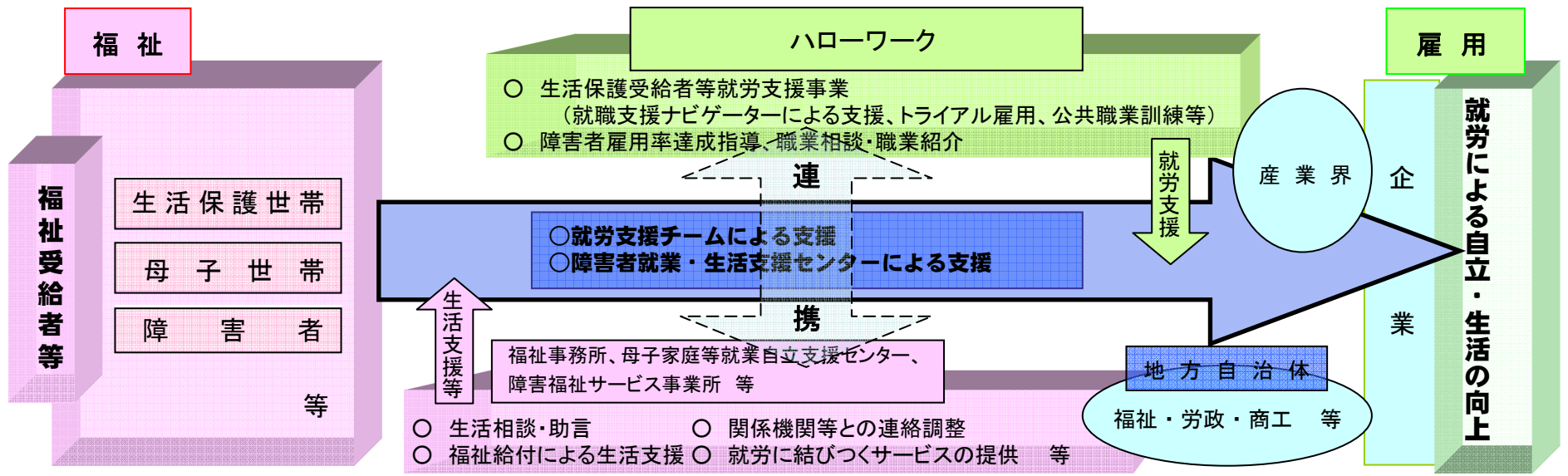
(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- ① 「工賃倍増5か年計画」を全国で策定・推進
- ② 企業的な経営手法の活用
- ③ 工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』(平成19年12月26日厚生労働省)の考え方 ～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

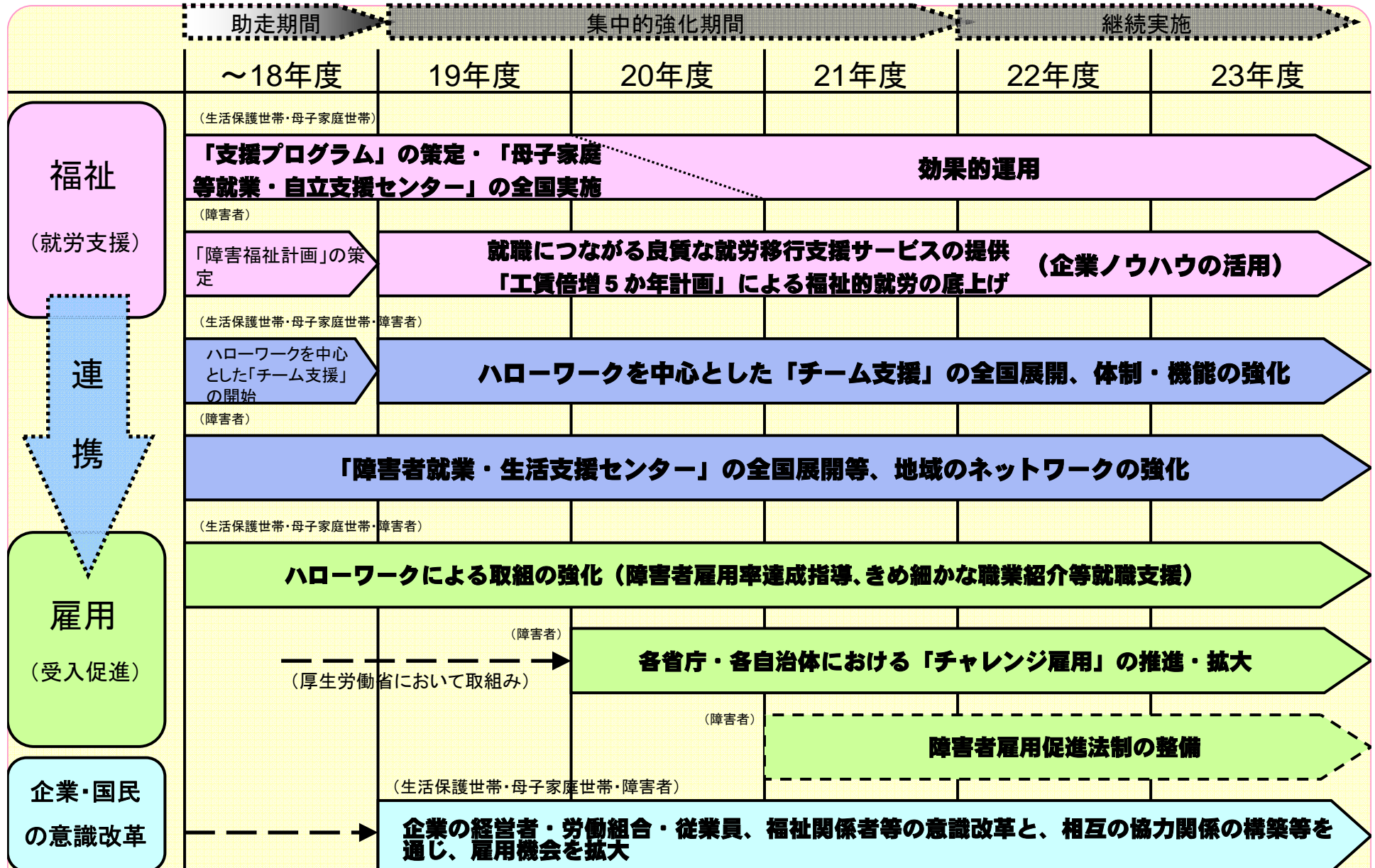
- 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。(※)
 - ー 国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら、働いて生活を支え、健康を維持する、といった「自助」を基本に、それを「共助」、「公助」が支える福祉社会を構築
 - ※ 自立の支援や生活の向上が目的－自助努力のみでは生活に困窮する方に対しては福祉により適確に対応
- 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速

〔 例 福祉事務所において、自立・就労意欲のある生活保護や児童扶養手当の受給者を選定し、ハローワークにおいて、就労支援を実施 〕
- 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら(※)、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施
 - ※ 産業界・企業の理解、協力
 - ・ 職業紹介、職業訓練等を受けた後における雇用の機会の確保
 - ・ 母子世帯等の実情を踏まえた多様な働き方や、障害者雇用率達成の必要性への理解などの意識改革
 - ・ 企業の生産性の向上などにより、安定した雇用機会の創出や、賃金の引上げを図ること
 - 福祉施設関係者、特別支援学校関係者等の意識改革も必要



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定するとともに、具体的な「目標」を定めて取り組む。
(特に、19～21年度の3年間に集中的に取り組む強化する。)



連携

雇用

(受入促進)

企業・国民
の意識改革

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「**チャレンジ雇用**」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を**全国展開**するとともに、**全都道府県**において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を**全自治体**で策定
 - (※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を**全国展開**

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「**就労支援チーム(※)**」の体制・機能強化
 - (※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の**就職率を60%に引上げ**「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」 など



障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための**障害者雇用促進法制の整備**

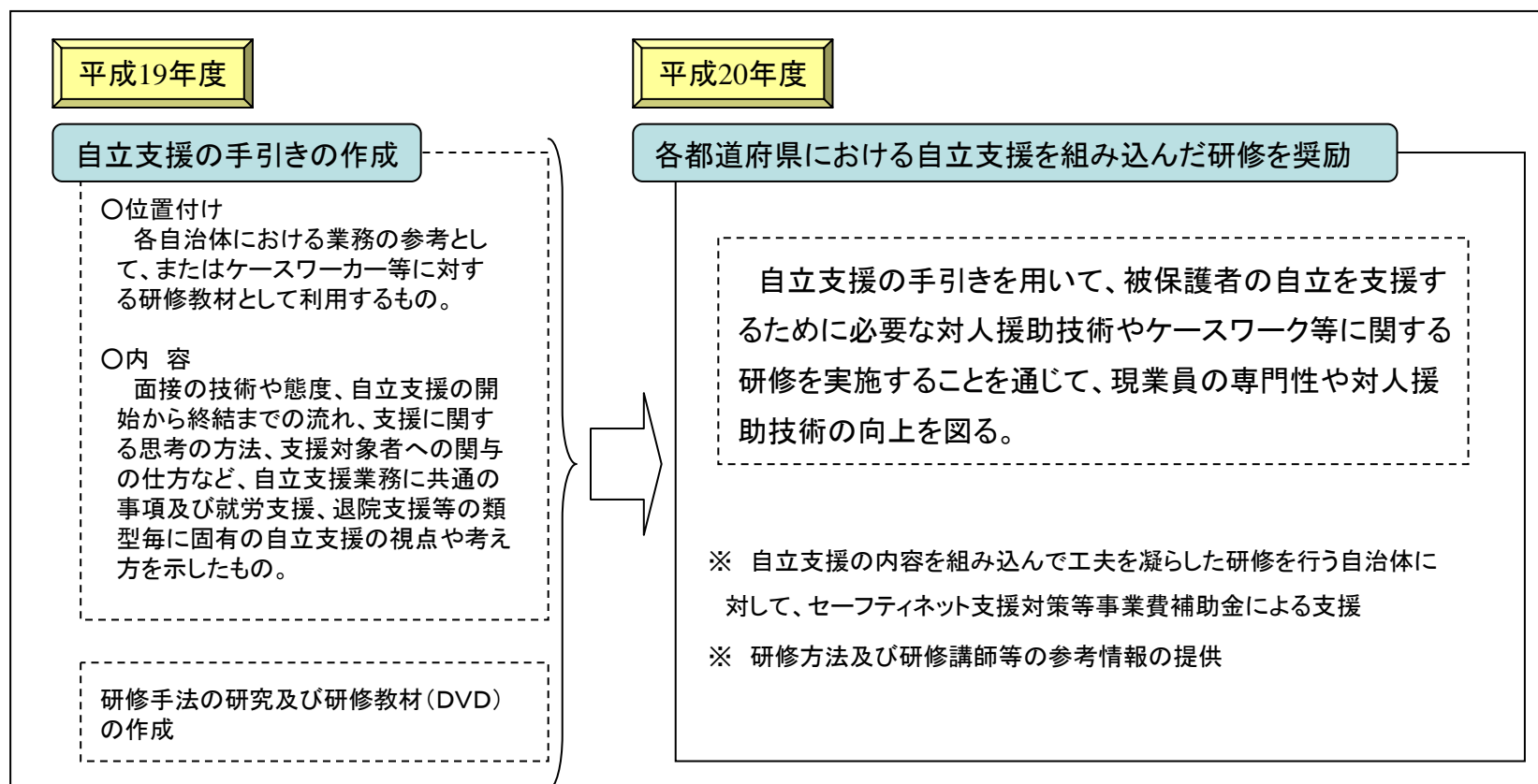
関係者の意識改革

- 関係者の**意識改革**を通じた雇用機会の拡大
 - 企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大

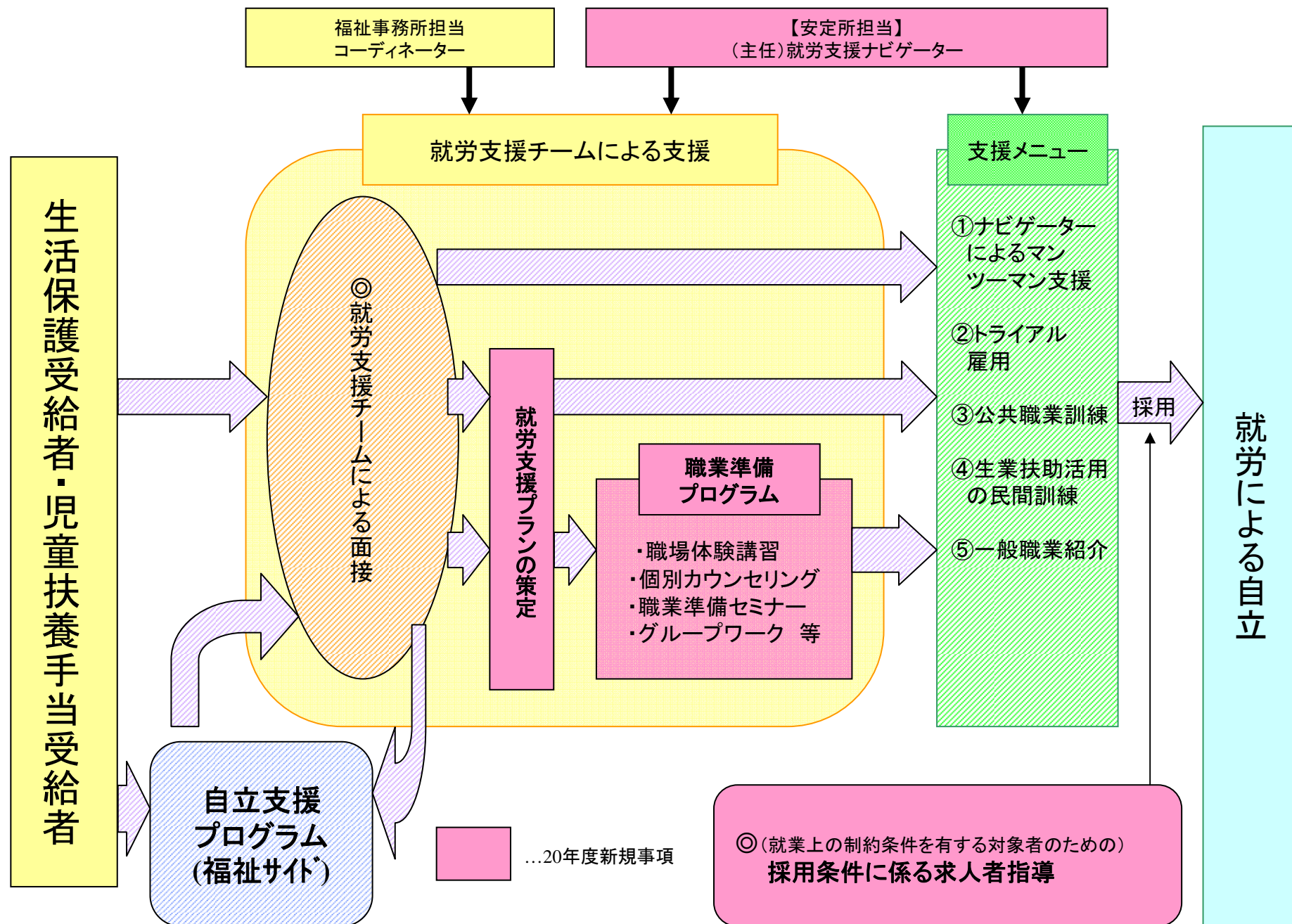


8 平成20年度の自立支援プログラムの運用方針

- 全自治体で、債務整理に関するプログラムを策定
- 生活保護受給者等就労支援事業を一層活用し、自治体独自のプログラムと本事業を連動させた仕組の構築
- 稼働能力判定会議の設置・運営の積極的な取組
- 自立支援業務に関する研修の充実



9 生活保護受給者等就労支援事業の新たな取組(就労支援アクションプラン) (平成20年度～)



○ 自立支援プログラムの事例（釧路市）

釧路市では、平成16・17年度の「母子世帯自立支援モデル事業」を経て、18年度から従来の就労支援事業も含めた当市の自立支援プログラムを体系的に整理した。併せて、対象を母子世帯から全世帯とするとともに、プログラムメニューの拡充を図ってきた。

18年度では、就労型支援プログラム4本、生活型プログラム10本に447人が参加した。

1. 自立支援プログラムの策定過程

○全世帯を対象としたことから、母子世帯自立支援モデル事業で策定したプログラムに加えて、作業型のプログラムの策定が必要と考え、市役所内の関係部署や福祉関係団体等に打診し協力を求め、新たに公園管理、動物園整備、授産施設の作業等のプログラムが実現した。

2. プログラムの内容

- 就労型～生活保護受給者等就労支援事業・就労支援員による就労支援事業・資格取得講座等受講支援・生業扶助による資格取得支援
- 生活型～就業体験的ボランティア事業（公園清掃・動物園管理・障がい者作業所、介護施設、病院等）日常生活意欲向上支援（親子サロンにおける交流事業）就業体験事業（知的障がい者、精神障がい者授産施設での作業）その他（多重債務者支援・DV被害者支援）

3. 支援の効果

	参加者数	延べ参加者数	就職者数	保護廃止世帯数
生活型プログラム	155	978	6	1
就労型プログラム	292	—	98	29

○ 雇用対策協議会、社会福祉士会と連携した自立支援の事例(埼玉県)

埼玉県では、平成17年度から自立支援の一環として県の福祉事務所における就労支援業務を埼玉県雇用対策協議会に、日常生活自立・社会生活自立については県社会福祉士会にそれぞれ委託している。また、「埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き」を作成し、県内の福祉事務所における自立支援プログラムの策定を支援している。

1. 就労・自立支援業務の委託

- 平成17年度 埼玉県雇用対策協議会から県の1福祉事務所に対し、就労支援専門員1人を派遣し、就労支援を実施
埼玉県社会福祉士会から県の2福祉事務所に対し、自立支援専門員4人を派遣し、退院支援等の日常生活支援を実施
- 平成18年度 埼玉県雇用対策協議会から県の4福祉事務所に対し、就労支援専門員2人を派遣し、就労支援を実施
埼玉県社会福祉士会から県の4福祉事務所に対し、自立支援専門員6人を派遣し、退院支援等の日常生活支援を実施
- 平成19年度 埼玉県雇用対策協議会から県の10福祉事務所に対し、就労支援専門員4人を派遣し、就労支援を実施
埼玉県社会福祉士会から県の10事務所に対し、自立支援専門員9人を派遣し、退院支援等の日常生活支援を実施

2. 就労・自立支援の内容

- 就労支援の内容
就労意欲の向上、就労に向けた日常生活の確立から、求職活動を行う上で必要な履歴書の書き方、面接の受け方、ハローワークの活用方法等の指導などの就労支援を、雇用対策事業等を実施している埼玉県内の企業で構成される雇用対策協議会に委託することで効果的に実施。
- 日常生活支援の内容
社会的入院患者の退院支援、退院後の日常生活支援を、社会福祉士会に委託することで、社会福祉士資格者だけでなくケアマネージャーの有資格者や生活保護のケースワーカー経験者が自立支援専門員として自立支援を実施。

3. 埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き作成

- 自立支援プログラムの導入に伴い、生活保護受給者の自立を支援する視点に立ったケースワークを積極的に推進する必要があることから、県内の福祉事務所の特色ある自立支援プログラムの策定に資するため、平成17年11月に「埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き」を作成。県内の福祉事務所は、この手引きに沿って、生活保護受給者のアセスメントを行い自立支援の取組を始めているところ。

4. 就労・自立支援の効果

就労支援(4事務所)	支援者数	新規就労者数	保護廃止数
平成18年度	178	75	24
自立支援(4事務所)	支援者数	目的達成者	社会的入院患者の退院
平成18年度	51	11	6

○ 多重債務者の債務整理に関する自立支援プログラムの事例(東京都)

東京都では、多重債務を抱える生活保護受給者の生活の立て直しを図ることを目的とし、平成17年度から、都の単独事業で、破産宣告手続を行う際に裁判所へ支払う予納金の一部を補助し、管内福祉事務所の多重債務者への取組を支援している。

1. 東京都内の福祉事務所における多重債務者に対する支援の状況

○ 東京都の取組

平成17年度から、都の単独事業として被保護者自立促進事業を実施し、破産宣告手続を行う際に裁判所へ支払う予納金の一部を補助し(1件約15,000円程度)、管内の福祉事務所における多重債務者への取組を支援。

○ 各区の取組

多重債務者の債務整理を支援するプログラムを策定し支援を実施。具体的には、日本司法支援センターの無料法律相談を活用し、弁護士による債務整理手続上の助言、法律扶助協会の法律扶助、被保護者自立促進事業による予納金補助の支援により、債務整理又は破産宣告の手続を行う。

※プログラム策定自治体…足立区(平成17年4月策定)、板橋区(平成18年4月策定)、杉並区(平成18年11月策定)、大田区(平成18年11月策定)

○ 杉並区の取組

杉並区においては、やまて企業組合に業務委託し、多重債務者に対する支援を実施。

○ 大田区の取組

大田区においては、債務整理又は破産宣告後、再発防止の観点から、自助グループへの参加も推奨する。

2. 平成18年度の支援の効果

	個別支援プログラム名	参加者数	達成者数
足立区	多重債務整理支援プログラム	23	23
板橋区	多重債務解消支援プログラム	6	4
杉並区	債務整理支援プログラム	31	13
大田区	債務整理支援プログラム	3	1

○ 就労支援プログラムの事例(足立区)

足立区では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成17年度には就労支援の手引きを作成し、福祉事務所に就労支援員を配置するなどし、就労支援に関する複数の個別支援プログラムを策定し就労支援を実施している。

1. 就労支援に関する複数のプログラムを策定

- 平成17年度に、就労支援の手引きを作成し、自立支援プログラムの考え方に沿った就労支援を実施。
- 複数の就労支援プログラムを策定
就労意欲の程度に着目した生活保護受給者等就労支援事業、就労支援員による就労支援プログラム、ケースワーカーによる就労支援プログラム、就労意欲を喚起するセミナーの開催だけではなく、高齢者や障害者については、就労することにより社会参加を目指すプログラムを策定するなどし、就労に関する幅広いプログラムを整備し支援を実施。
- 就労支援員の配置
平成17年度から、就労支援員6名を福祉事務所(全5カ所)に配置し、就労支援を実施。
- 求職活動支援セミナーの開催
就労意欲が十分でない者を対象に、足立区自立支援課及び就労支援員の企画により、求職活動の心構えや履歴書の書き方、面接の受け方等の講義、ロールプレイングによる模擬面接などを実施する求職活動支援セミナーを2日間開催し、その後、出席者全員に対し就労支援員による1時間程度の面接を実施。

2. 就労支援の流れ

- 6ヶ月以上の通院を継続している稼働年齢層でかつ働いていない者の稼働能力について、嘱託医、査察指導員、ケースワーカーが、レセプト、医療要否意見書を活用し医学的な判定を行う(毎年5月)。
- 15歳から64歳までの者全てについて、稼働能力の有無及び程度、就労に対する意欲の有無等を検討(毎年6月)。
- 稼働能力の把握を踏まえた就労支援の実施(毎年7月～)。

3. 就労支援の効果(平成18年度)

	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止者数
生活保護受給者等就労支援事業	65	37	6
就労支援員によるプログラム	355	204	30
ケースワーカーによるプログラム	665	389	116
求職活動セミナー	53	7	0
若年・高齢者・障害者活用プログラム	91	23	0

○ 日常生活の自立支援プログラムの事例(新宿区)

新宿区では、平成17年度から、就労支援員を配置し就労支援を実施。その他、NPO法人に委託し、生活保護受給者の基本的な生活習慣を確立するための就労前支援も実施。

1. 就労支援員による就労支援の効果

	就労支援員	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成18年度	2	143	52	4	48

2. 新宿らいふさぽーとプラン

- 生活保護受給者の日常生活習慣を確立し、就労意欲の向上、地域社会への適応を図ることを目的として、NPO法人に委託し、健康保持、規則正しい生活、社会生活に関する事業を実施。
- 具体的には、1対1のインテーク面接を行った上で、新宿生活さぽーとセンターで実施する正しい食習慣の確立、居宅の清掃、パソコン教室、公共施設の清掃等の体験、自己紹介の方法や計画的なお金の使い方を学ぶ等の11の講座を実施(平成18年4月～19年3月で延べ1,956人が参加)。
- 事業効果として次のような事例が認められる。

(事例) パソコン教室に参加し、パソコンに触れることが無かった利用者がパソコンに慣れ親しみ、パソコンを自由に使えるパソコン広場に参加して、就労につなげられる可能性を実感し、就労に対する意欲が向上した。

3. オンリー・アット・新宿

- 生活保護受給者の就学児童を対象に、基本的な生活習慣を確立し学力を向上させることを目的として、NPO法人に委託し、教員免許又は臨床心理士資格の相談員が家庭訪問し、規則正しい生活や社会生活に関することを助言。
- また、新宿生活さぽーとセンターの講座に参加(平成18年4月～19年3月の支援対象者数は9人)。
- 福祉事務所職員と相談員、学校関係者、保健師、民生委員等によるケースカンファレンスの実施。
- 事業効果として次のような事例が認められる。

(事例) 父親の死亡後、情緒不安定で不登校となった母子世帯の中学生が、相談員の家庭訪問による面接、助言、新宿生活さぽーとセンターの講座に参加することにより、情緒が安定してきて、学校へも登校し始めた。

○ 就労支援プログラムの事例(横浜市)

横浜市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成12年度に「就労支援のてびき」を作成し、平成14年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。また、平成18年2月から無料職業紹介事業を実施。

1. 自立支援プログラムのてびき作成

- 平成12年度から、各福祉事務所における就労支援の実施例を集約した「就労支援のてびき」を作成し、組織的に就労支援を実施。
- 平成17年10月、「就労支援のてびき」を「自立支援プログラムのてびき」と改訂し、就労支援の取組みを自立支援プログラムとして整理。

2. 就労支援員の配置

- 平成14年度から15年度、中区において就労支援員2名を配置しモデル事業を実施
- 平成16年度から、就労支援員9名を福祉事務所に配置し全区で就労支援事業を実施
- 平成17年度から、全福祉事務所(18カ所)に就労支援員22名(平成18年度からは25名)を配置し就労支援事業を実施。

3. 就労支援

- 就労支援検討会の設置
幹部職員、査察指導員、ケースワーカー等で構成する就労支援検討会を福祉事務所に設置し、就労可能な生活保護受給者に対する就労支援の方法、支援の内容、就労支援継続の可否を決定
- 就労支援員による支援
就労支援員は、就労支援検討会の決定に基づき、求職情報の収集・提供、求職活動(服装、心構え、履歴書の書き方、面接の受け方等)支援、ハローワークや企業面接への同行支援等を実施
- 無料職業紹介事業の実施
専門業者に委託し求職活動を行っている生活保護受給者の職歴能力等にあう求人開拓を行い、生活保護受給者と求人を就労支援員がマッチング

4. 就労支援の効果

	就労支援員数	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成14年度	2	81	41	11	30
平成15年度	2	75	52	8	44
平成16年度	9	928	594	159	435
平成17年度	22	1,871	1,015	260	755
平成18年度	25	2,293	1,415	343	1,072

○ 日常生活の自立支援プログラムの事例(福井県)

福井県若狭健康福祉センターでは、平成18年度からCW、保健師、栄養士が連携し、在宅被保護者のうち、特に保健指導や栄養指導が必要と思われる世帯に対し、疾病の改善、健康の維持増進(医療扶助費削減)を目的にプログラムを策定し支援している。

1 概要

○ 健康維持、疾病予防、早期発見、早期治療など積極的に取り組む意識が十分でない被保護世帯に対し、その世帯の生活環境(衣・食・住の状況、衛生面)、健康状態(栄養、休養、運動、自覚症状等)、心の状態(寂しさ、不安)などを改善すべく、効果的な支援方策を所内関係者検討会(保健師、栄養士、SV、CW)にて決定し、CWの家庭訪問時に保健師または栄養士が同行し、保健指導や栄養指導等を行う。

2. 支援内容

○慢性疾患を抱える被保護者

通院状況や服薬状況、担当医からの指示、指導事項の聞き取り。阻害要因を分析し、良好な療養態度を継続するよう指導する。

○閉じこもりがちな被保護者

閉じこもっている理由等を聞き取り、精神的なもの・体力的なもの、の要因別に町内に所在する高齢者センターや入浴施設等への通所を働きかける。

○栄養状態が不適当な被保護者

嗜好調査(好き嫌いを含めた)により、好む食材等による効果的な栄養摂取方法や代表的な献立例を指導する。

低廉な費用でできる食材の情報提供やその入手方法、各食材ごとの賞味期限、調理における衛生管理の方法などの指導を行う。

○認知症状が出現している被保護者

生活面、衛生面、金銭管理面等総合的に判断し、在宅生活可能な者は、継続して指導。要介護認定を要する者は、申請勧奨や施設入所の可能性を検討する。

3. 支援結果

支援対象者 平成18年度 5人 平成19年度 5人

○専門知識を持つ保健師、栄養士が家庭訪問を行うため、被保護者に健康に関する意識が高まった。

○問診・血圧測定等により健康面を含めた安心感が生まれ、孤立しがちな被保護者の心の面においても効果があった。

○メタボリック症候群の被保護者は、自ら体重管理を行う努力を行うなど意欲の増長が見られた。

○目に見える医療扶助費削減には至っていないが、疾病予防、状態の維持により医療扶助費削減につながっていると推測される。

○日常生活や社会生活での自立を支援するプログラムの事例(岐阜市)

岐阜市では、保護世帯類型別では高齢者世帯の占める割合が高く、又単身世帯が非常に多い状態である。これに対応する職員は比較的若く経験の浅い職員が多く指導、支援において苦慮することが多いこともあり、平成18年度から高齢者の日常生活や社会参加を支援する他法他施策・を活用した個別支援プログラム（高齢者健康維持・向上プログラム）を策定し、介護保険担当部署、高齢者福祉担当部署や社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し日常生活に関する支援、社会参加に関する支援を実施。

1. 概要

○岐阜市の介護保険担当部署が管理している地域包括支援センターでの介護相談・予防事業や、高齢者福祉担当部署で実施している生きがい対策事業、高齢者サービス事業、日常生活用具給付事業、社会福祉協議会で実施している地域の福祉事業、在宅福祉サービス事業、福祉サービス利用支援幕、シルバー人材センターへの登録、老人クラブが実施する事業などを社会資源として、個別支援プログラムの社会資源の活用を利用して、高齢者の日常生活や社会参加の支援を実施。

2. 支援内容

- 社会参加を目的とした支援メニュー
高齢者ふれあい入浴、高齢者大学への参加、地域公民館行事の参加、老人クラブの実施事業に参加し社会とのつながりの維持・向上を図る。また、各事業に参加する際、移動が困難な者については、民生委員、自治会、ボランティアへの協力依頼。
- 健康維持を目的としたメニュー
養護老人ホームへの入所、生活管理指導短期宿泊事業、配食サービス事業、老人健康農園事業へ参加し健康管理状況について主治医、ソーシャルワーカーとの連携、保健所による健康検査の増進を図る。
- 日常生活の維持を目的としたメニュー
社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用、愛の一声運動推進員の利用、緊急通報システムの利用、民生委員、保健師、地域包括支援センター職員による家庭訪問にて日常生活の維持を図る。
- 就労しながら介護予防や生きがい作りを目的とするメニュー
シルバー人材センターへ登録したり、自分の特技を生かし小学校でのボランティア参加による介護予防、生き甲斐作りの増進を図る。

3. 支援結果

- 平成18年6月から実施し、支援参加者20人、養護老人ホームに入所1名（年金収入にて自立）、グループホーム入所2名
継続17名（18年度の集計）

○ 精神障害者退院促進プログラムの事例(尼崎市)

尼崎市では、長期入院患者に対する支援を組織的に行うための取り組みとして、平成17年度から退院促進支援員を配置し、退院促進事業支援を実施してきたが、更に、平成19年度から精神障害者退院促進支援員を配置し、精神障害者長期入院患者を対象に、退院促進及び自立支援を実施している。

1. 精神障害者退院促進支援員の配置

○ 平成19年度から、福祉事務所に精神障害者退院促進支援員1名を配置している。

2. 支援対象者

○ 生活保護受給者のうち、精神疾患による長期入院患者

3. 精神障害者退院促進の方法

○ 支援対象者の選定

精神疾患による長期入院患者全員の病状について、主治医訪問、レセプトの内容等により病状を把握のうえ判定を行い、退院可能な者を選定する。

○ 精神障害者退院促進支援員による支援

- ・選定した支援対象者に対して、退院への意欲喚起。
- ・扶養義務者に対して、引き取り、施設入所時及び居宅生活時の協力依頼。
- ・退院後の受入先となる救護施設やグループホーム等の開拓と受入依頼等の連絡調整。

4. 関係機関との連携

○ 障害者自立支援法における精神障害者退院促進支援事業の充実化が図られており、関係部局及び医療機関・施設等との連携を図り支援を行っていく。

5. 退院支援の効果

平成19年度(4～12月)	精神障害者退院促進支援員	長期入院患者数	支援対象者数	退院者数	内 訳						
					介護保険施設	自立支援施設	生活保護施設	老人福祉施設	年金自立	他市移管	居宅復帰
	1	190	100	17	4	2	3	1	4	1	2